

PLAY TRUE

次第 3

平成26年度文部科学省委託事業  
第2回加盟団体連絡会議 兼ドーピング防止研修会

## 2015年禁止表国際基準のポイント

加盟団体連絡会議運営委員会  
委員長 山澤 文裕

1  
JADA  
Japan Anti-Doping Agency

PLAY TRUE

## 2015年禁止表国際基準

2015年1月1日発効

世界ドーピング防止規程の4.2.2条に従い、すべての  
禁止物質は「特定物質」として扱われる。

但し、禁止物質S1, S2, S4.4, S4.5, S6.aおよび  
禁止


方法M1, M2およびM3は除く。

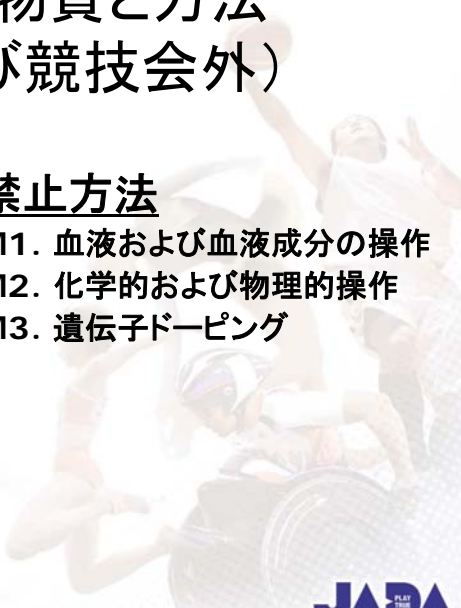
2  
JADA  
Japan Anti-Doping Agency

Play True

## 常に禁止される物質と方法 (競技会(時)及び競技会外)

禁止物質	禁止方法
S0. 無承認物質	M1. 血液および血液成分の操作
S1. 蛋白同化薬	M2. 化学的および物理的操作
S2. ペプチドホルモン、成長因子、 関連物質および模倣物質	M3. 遺伝子ドーピング
S3. ベータ2作用薬	
S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬	
S5. 利尿薬および隠蔽薬	

3  Japan Anti-Doping Agency




Play True


## 競技会(時)に禁止される物質と方法

前文S0～S5、M1～M3に加えて、以下のカテゴリーは**競技会(時)**において禁止される。

### 禁止物質

- S6. 興奮薬
  - a. 非特定物質の興奮薬
  - b. 特定物質の興奮薬
- S7. 麻薬
- S8. カンナビノイド
- S9. 糖質コルチコイド

4  Japan Anti-Doping Agency



## 特定競技において禁止される物質

### P1. アルコール

競技会(時)に限って禁止される。  
ドーピング違反が成立する閾値は  
血中アルコール濃度 0.10 g/L と同等の濃度。

### P2. ベータ遮断薬

競技会(時)に限って禁止される。  
アーチェリー、射撃は競技会外においても禁止。

## 2015年禁止表 主要な変更の要約

### S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質

- それぞれのセクションで、すでに禁止されていた全ての物質は、2015年禁止表でも修正後の適切なセクションの中で禁止物質の例として提示されている。
- 非赤血球新生EPO受容体作働薬を追加してESAのサブセクションを拡大した。
- HIF安定化薬のサブセクションを別のパラグラフに置いて重要性を強調し、キセノンやアルゴンのようなHIF活性化因子を特定した。
- 絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)の放出因子の例を特定。
- コルチコトロピン放出因子の例を追加。
- GH放出因子をより正確なカテゴリーに分け、それらの異なった薬理的性質を示すためにそれぞれのカテゴリーの例を追加した。
- IGF-1はその他の成長因子の区分へ移動した。
- 血小板由来血漿製剤は禁止されない。

知らない物質、臨床で使われない物質が追加されています。

PLAY TRUE

## 2015年禁止表 主要な変更の要約

### S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬

● トリメタジジンは興奮薬にその化学構造が類似していることに基づいて、従来S6.bに分類されていたが、心臓代謝の調節薬として薬理的に分類されるため、新たにS4.5にサブセクションを設けて、ここへ移動した。

### S5. 利尿薬および隠蔽薬

● 利尿薬が隠蔽薬としてだけでなく、特に急激な体重減少のような他の目的にも乱用されうることを反映し、“その他の”を削除してタイトルとこれに続くパラグラフを変更した。

● 最後のパラグラフを書き換えて明確化した。禁止表の以前の版で特定した原理と過程は変更していない。

7   
Japan Anti-Doping Agency

PLAY TRUE

## 2015年禁止表 主要な変更の要約

### M2. 化学的および物理的操作

● 医学的に必要であれば、静脈内注入および/または6時間あたりで50mLを超える静脈注射が許可される状況を説明するために、文に“外科手術”を追加した。

8   
Japan Anti-Doping Agency

## 2015年禁止表 主要な変更の要約

### S6. 興奮薬

- 局所/眼科用に使用されるイミダゾール誘導体を非禁止物質の興奮薬として例示した。
- 当初、S6.aのフェンメトラジンは、フェンブトラゼート(S6.b)からフェンメトラジンへ代謝されるので、S6.bへ移動した。
- フェネチルアミン由来の不法なデザイナー興奮薬の数が増加していることに対処するために、フェネチルアミン誘導体全体が禁止されていることを明確に記載した。
- トリメタジジンは新たに設けたセクションS4.5cへ移動した。

### S9. 糖質コルチコイド

グルココルチコステロイドは現在の命名法と使用を反映して、グルココルチコイドと記載した。

## 2015年監視プログラム

### 主要な変更の要約と注釈

乱用の潜在的な傾向を検出するため、以下の物質が追加された。

#### 3. 糖質コルチコイド:

- 競技会(時)(経口使用、静脈内使用、筋肉内使用または経直腸使用以外の投与経路)
- 競技会外(すべての投与経路)

4. テルミサルタン: 競技会(時)および競技会外

5. メルドニウム: 競技会(時)および競技会外

なお、プソイドエフェドリン150 $\mu$ g/ml 未満 については、省略

PLAY TRUE

## まとめ

1. 今回はマイナーな改訂です。
2. 2014年期中に禁止表が改訂されたこともあり、禁止表は期中に改訂される可能性があります。JADAのウェブサイトを確認してください。

11

**JADA**  
Japan Anti-Doping Agency